**平成31年度から適用される配偶者控除・配偶者特別控除の見直しについて**

　平成29年度税制改正により、配偶者および配偶者特別控除が見直され、次のとおり改正されることとなりました。

　この制度は、平成30年1月以降の所得に適用され、平成31年度の住民税から反映されます。

**改正内容**

1.配偶者控除について、納税義務者（扶養する人）に所得制限が設けられ、合計所得が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は適用できません。

2.配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額の上限が123万円まで拡大され、それに合わせて控除額が変更されます。また、納税義務者（扶養する人）の合計所得金額が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は従来どおり適用できません。

**※税制改正により、令和３年度以降の配偶者の合計所得金額の要件が変わります。**

**・配偶者控除の合計所得金額：３８万円以下⇒４８万円以下**

**・配偶者特別控除の合計所得金額：３８万円超１２３万円以下⇒４８万円超⇒１３３万円以下**

　具体的な控除額は下表のとおりです。

【平成31年度以降の配偶者控除および配偶者特別控除額】**※（　）内は令和３年度以降適用数値**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 配偶者の  合計所得金額 | | | 【参考】 配偶者が給与収入のみの場合対応する収入金額 | 納税義務者（扶養する人）の合計所得金額 | | |
| 900万以下 | 900万円超950万円以下 | 950万円超1,000万円以下 |
| 配偶者控除 | 38(48)万円以下 | 70歳未満 | 103万円以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| 70歳以上 | 38万円 | 26万円 | 13万円 |
| 配偶者特別控除 | 38(48)万円超90(100)万円以下 | | 103万円超155万円以下 | 33万円 | 22万円 | 11万円 |
| 90(100)万円超95(105)万円以下 | | 155万円超160万円以下 | 31万円 | 21万円 | 11万円 |
| 95(105)万円超100(110)万円以下 | | 160万円超  166万8千円未満 | 26万円 | 18万円 | 9万円 |
| 100(110)万円超105(115)万円以下 | | 166万8千円以上175万2千円未満 | 21万円 | 14万円 | 7万円 |
| 105(115)万円超110(120)万円以下 | | 175万2千円以上183万2千円未満 | 16万円 | 11万円 | 6万円 |
| 110(120)万円超115(125)万円以下 | | 183万2千円以上190万4千円未満 | 11万円 | 8万円 | 4万円 |
| 115(125)万円超120(130)万円以下 | | 190万4千円以上197万2千円未満 | 6万円 | 4万円 | 2万円 |
| 120(130)万円超123(133)万円以下 | | 197万2千円以上201万6千円未満 | 3万円 | 2万円 | 1万円 |
| 123(133)万円超～ | | 201万6千円以上 | 対象外 | 対象外 | 対象外 |

・納税義務者（扶養する人）の合計所得金額が1,000万円を超える場合は控除を受けることができません。

・夫と妻の両方が配偶者特別控除を受けることはできません。

・前年の12月31日（前年中に亡くなった場合は亡くなった日の）現況で判断します。

・事業専従者や内縁の妻または夫は対象外です。

**【注意点】**

**扶養の範囲は改正後も変更なし**

従来どおり、配偶者や親族が納税者の扶養になる場合、合計所得金額38(48)万円以下（給与収入のみで103万円以下）が条件となっております。改正後も扶養の範囲に変更はありません。

**扶養控除対象者にも住民税が課税される場合があります**

住民税は個人の所得に応じて課税されるため、改正後も給与収入が93万円を超えると、扶養控除対象者自身にも住民税が課税されることがあります。